

## ディスポーザ排水処理システムの設置についてお願い

### ディスポーザの使用について

#### ● 「単体ディスポーザ」は設置できません。

ディスポーザとは、家庭の台所や店舗等事業場のちゅう房から出る生ゴミを細かく碎き、排水とともに下水道へ流す装置です。「単体ディスポーザ」は破碎した生ごみを下水道に直接流し出すものです。

函館市では、「単体ディスポーザ」には次のような問題があるため、「ディスポーザ排水処理システム」の設置についてご協力をお願いしています。

#### ・ 下水道施設への悪影響

下水道管にディスポーザにより破碎された生ごみが流入すると、施設の中で沈澱物が増加し、下水の流れを阻害します。そのうえ、沈澱した有機物等が腐敗することで、悪臭や硫化水素ガスを発生させ、また下水道施設を腐食させます。

#### ・ 下水処理施設の能力不足

下水道処理施設では、破碎された生ごみにより処理負荷が増大し、機能が低下して環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。

また、破碎ごみの処理に伴う汚泥量が増加し、処理費用が増大します。

#### ・ 公共用水域への悪影響

汚水と雨水を一緒に流すタイプの下水管（合流管）では、雨が多く降った時は、破碎した生ごみが河川や海などの公共用水域に直接流れ出てしまい、公共用水域が汚濁されます。

#### ● ディスポーザ排水処理システムについて

函館市で使用できるディスポーザ排水処理システムは、（公社）日本下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)（平成25年3月）」に基づき同協会の規格適合評価および製品認証を受けたものでなければなりません。

また、事前に函館市下水道条例に定める排水設備の計画の確認を受け、違反することがないようにご協力をお願いします。

※ 詳しい内容は、[函館市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱](#)をご覧ください。